

令和6年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	環境部 資源循環推進課 産業廃棄物指導課
要 望 事 項	埼玉県サーキュラーエコノミー型ビジネス創出事業について
要 望 理 由	<p>昨今、県からの情報発信で、サーキュラーエコノミーという言葉をよく見かけます。それによれば、資源不足やカーボンニュートラル実現等へ対応するため、これまで大量消費・大量廃棄を前提とした一方通行の「リニアエコノミー」から資源の循環的・効率的利用を図る「サーキュラーエコノミー」への転換を推進するとあります。</p> <p>従来から処理業界は資源循環を目指して活動しており、廃棄物から資源を取り出し、それ以外の廃棄物は適正に処理しております。業界の努力及び技術の進歩並びに社会の要請等があいまって資源循環はますます進展しており、産業廃棄物処理事業者はこの「サーキュラーエコノミー」を中心に推進する業界と自負しております。</p> <p>しかし、今年度県が募集した「埼玉県サーキュラーエコノミー型ビジネス創出事業費補助金」の結果を見ると、採択された7事業者の中に産業廃棄物処理業の許可業者は1社しか入っていません。処理業界としては猶予すべき結果になっております。処理業者の応募及び採択が少なかった主な要因として以下の事項が推察されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業募集期間の問題(協力事業者を集められない等) <p>事業募集の広報(4月20日)から申請受付期間(4月20日から6月2日)まで非常に短く、かつ、応募するためには、補助事業者及び大企業、自治体等の複数の事業者等で構成された連携体を構築する必要があり、多くの処理業者にとっては事業を構築する時間が足りなかった。</p> 2 廃棄物処理法上の問題 <p>産業廃棄物処理事業者が許可事業地内で許可以外の作業をする場合は、常に、廃棄物処理法の変更許可や届出事項に該当するかどうか行政の判断を受ける必要があります、この協議に時間を要することになる。</p> 3 同種の物が、有価物であったり廃棄物であったりと取扱いが明確でない問題 <p>本来廃棄物と思われる物が、サーキュラーエコノミーの名の下に廃棄物処理業の許可を取得しないで事業を行っている者の出現が予想される。</p>

これらの要因を解決するために必要な対応は、次のとおりです。

- 1 事業募集期間は、新規事業者が参入できるよう十分確保すること。
- 2 産業廃棄物処理事業者が補助事業を実施する場合は、法令に基づく手続きを簡素化するなど、許可業以外の事業者と同様の取扱いをすること。
- 3 事業で取り扱おうとしている物が、廃棄物か有価物かの判断を廃棄物の総合判断説に基づき各種判断要素を慎重に検討すること。

本来は廃棄物たる物を有価物と称する偽装有価物を無許可で処理する者の存在は、産業廃棄物処理業者には死活問題であり極めて遺憾です。偽装有価物処理業者に対しては、様々な形の立入調査等により事実確認の上御指導いただいているところですが、疑わしい業者は依然として少なくありません。

については、調査範囲の拡大や調査内容の充実等、より実効性のある調査・指導を要望します。

また、サーキュラーエコノミー等の補助事業等では、産業廃棄物を対象とする事業については、産業廃棄物処理業の許可取得を条件とするように要望します。